



# ひとり親家庭のしおり



沼津市では、ひとり親家庭を支援するため相談窓口や各種助成制度を設けています。制度の詳細な内容などは、ひとり親家庭専用相談窓口または各制度の問合せ先にお気軽にご相談ください。

☆印以外は、受付時間は土・日・祝日年末年始を除く 8:30~17:15

◆その他国等の支援については「子供の未来応援国民運動」<https://kodomohinkon.go.jp> をご覧ください

## ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、離婚や死別等（その他、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄・暴力、未婚の母・父等）により配偶者のない女子（男子）が20歳未満の子どもを養育している家庭（母子家庭、父子家庭）をいいます。

## 困ったときの相談窓口は

	内容	相談窓口
ひとり親家庭専用 相談窓口	母子・父子自立支援員が、各種相談に応じ、関係機関を紹介しています。 どこに相談したらいいかわからないときは、こちらにご相談ください。電話やメールでの相談も可能です。	沼津市 こども家庭課 沼津市御幸町 16-1 934-4868（相談員直通） hitorioyashien@city.numazu.lg.jp



## ひとり親家庭になったときは

### 児童扶養手当

支給対象者	手当額	問合せ
児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、または母や父に代わってその児童を養育している方(養育者) ※「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。ただし、心身に一定以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。 ※年金を受給している方で、年金月額（障害基礎年金等の場合は子の加算額のみ）が児童扶養手当の月額より低い場合、差額を受け取ることができる場合があります。	児童が1人のとき 月額 43,070円~10,160円 ※手当月額は所得に応じて決定されます。 ※手当額は、物価等により年度ごとに見直されます。 【加算額】児童が複数いる場合は、上記の手当月額に以下の金額が加算されます。（※加算額は所得に応じて決定されます。） 児童2人目 月額 10,170円~5,090円 児童3人目以降 一人につき 月額 6,100円~3,050円	こども家庭課 こども手当係 934-4827

### ひとり親家庭等医療費助成

対象者	助成内容	問合せ
ひとり親家庭の20歳未満の子とその母または父（※同居の家族全員が所得税非課税世帯である場合に対象となります。）	児童が20歳を迎える前日の属する月まで、母または父と児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	こども家庭課 こども手当係 934-4827

### 遺族年金（配偶者と死別された方）

内容	問合せ
国民・厚生年金に加入していた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者や子どもに遺族年金が支給されます。（保険料の納付状況によっては支給されない場合があります。）	（遺族基礎年金） 市民課 国民年金係 934-4724 （遺族厚生年金） 沼津年金事務所 921-2201

## □ その他制度

制度	内容	問合せ
所得税と市県民税における制度	ひとり親家庭の方は、税制上の措置として、ひとり親控除の適用を受けられる場合があります。(所得税35万円、市県民税30万円)	市民税課 市民税係 934-4735
JR定期券の割引制度	児童扶養手当を受けている方は、JR通勤定期乗車券の割引を受けられます。(通学定期は対象外) ※割引を受けるには事前に沼津市子ども家庭課で手続きが必要です。	こども家庭課 こども手当係 934-4827

## 住まいのことで困ったときは

制度	内容	問合せ
市営住宅	住宅に困っている比較的収入の少ない世帯に対し、市が供給している住宅です。(募集時期や申込条件については住宅営繕課までお問い合わせください。) ※県営住宅については、静岡県住宅供給公社東部支所(920-2271)へお問い合わせください。	住宅営繕課 市営住宅管理係 934-4792

## 経済的なことで困ったときは(貸付金制度)

静岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金	問合せ
母子・父子家庭、寡婦の生活の安定と向上のため、低利または無利子で借りることのできる貸付金です。 ●修業資金、就職支度資金(児童に係るもの)⇒無利子 ●事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金(親に係るもの)、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金 ⇒保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は金利年1.0%	こども家庭課 こども手当係 934-4827 東部健康福祉セク-福祉課 920-2075
生活福祉資金	問合せ
収入の少ない家庭や心身に障害のある方が、低利または無利子で借りることのできる貸付金です。 ●総合支援資金、福祉資金、教育支援資金 ※貸付に当たっては、上記 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度が優先となります。	沼津市社会福祉協議会 922-1500

## お子さんの進学、教育費で困ったときは

### 小学生・中学生のお子さんのいる方

#### □ 就学援助制度

対象者	補助対象品目	問合せ
◆要保護者：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ◆準要保護者：市教育委員会により上記要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方 (児童扶養手当受給者・国民年金免除該当者 など)	学用品費、修学旅行費、学校給食費など ※なお生活保護受給者は修学旅行費のみとなります。	児童生徒が通学する 学校または 学校管理課経理係 934-4805

#### □ 沼津市ひとり親家庭等就学支援助成金

対象者	補助対象品目	問合せ
沼津市から児童扶養手当を受給しており(全部停止者は除く)、翌年度小学校に入学する児童を養育している方	小学校入学の際に必要なランドセル等の代金	こども家庭課 934-4827

#### □ 沼津市学習支援センター

対象者	内容	問合せ
生活困窮世帯等の中学生	進学に向けた日々の勉強をサポートするとともに、保護者からの教育相談にも対応します。	沼津市自立相談支援センター 0120-86-1620

## 高校生のお子さんのいる方、高校・大学へ進学されるお子さんのいる方



### □ 高等学校等就学支援金

対象世帯	内容	問合せ
保護者等の市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除の額が304,200円未満の世帯	保護者等の所得が一定額(年収目安約910万円)未満の場合、申請により授業料に充てる「高等学校等就学支援金」(年間最大396,000円)を、国から受給することができます。	☆生徒が通学する学校

### □ 高校生等奨学給付金

対象世帯	内容	問合せ
生活保護世帯又は保護者等の市民税所得割額と県民税所得割額が非課税の世帯	高校(国立・公立・私立は問いません)に通う生徒が、申請により授業料以外の教育に必要な経費の給付を受けることができます。 給付額 約3~15万円(世帯状況等により異なります。)	☆生徒が通学する学校

### □ 静岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)

対象者	内容	問合せ	
児童を扶養している母子家庭の母、児童を扶養している父子家庭の父、父母のいない児童、寡婦 	◆修学資金：高等学校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学するために必要な授業料、書籍代等の経費 【貸付限度額】校種別、公・私立別、通学条件により異なりますのでお問い合わせ下さい。 	◆就学支度資金：入学するために必要な経費(入学金や制服代等) 【貸付限度額】150,000円~590,000円 校種別、公・私立別、通学条件により異なります。	こども家庭課 こども手当係 934-4827 東部健康福祉センター 福祉課 920-2075

## お子さんを預けたいときは

制度	内容	問合せ
乳幼児ショートステイ (一時保育事業)	沼津市に住所がある就学前の子どもをもつ保護者が、緊急的または一時的に児童を保育できないときに、保育所等で児童を預かります。(一か月あたり最大14日まで)お預かりできる児童の月齢と入所可能月齢とは異なります。申込は直接、各保育所等へ。	子育て支援課 入所・相談係 934-4826
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、小学校に就学している子どもを授業終了後、預かります。(～18:00まで。申込受付は各児童クラブへ)児童扶養手当受給者は指導料の一部を市が負担します。(要申請。詳しくはお問い合わせください。)	子育て支援課 企画係 934-4842
ファミリー・サポート・センター	子育てを応援したい人と、子育てを応援してほしい人がお互いに会員となり、育児を助け合うボランティア組織です。決められた利用料で保育所等へのお迎えや一時的な預かり等の利用ができます。児童扶養手当受給者は、利用料の半額を助成します。(要申請。詳しくはお問い合わせください。) ☆受付 9:00~17:30 水・日・祝・年末年始(12/31~1/5)休み	沼津っ子ふれあいセンター 952-8078
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病や経済的な理由等により18歳未満のお子さんを養育できない場合、児童福祉施設等で宿泊を伴う一時預かり(ショートステイ)や夕方18時から22時の間の一時預かり(トワイライトステイ)を利用できます。費用は前年度所得に応じて決まり、利用には事前登録が必要です。	こども家庭課 こども相談係 934-4828

## お仕事をお探しのときは

ハローワーク沼津 【マザーズコーナー】	仕事と子育てを両立しながら就職を希望されている方の相談窓口「マザーズコーナー」が設置されています。キッズコーナーも併設されており、お子様を遊ばせながらの相談ができます。事前予約も可能です	ハローワーク沼津 931-0145 市場町9-1 沼津合同庁舎1階
------------------------	---	---

## スキルアップをして就業や就職活動に活かしたいときは

### 自立支援教育訓練給付金

対象者（以下のすべてを満たす方）	内容	問合せ
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母または父子家庭の父</li> <li>児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある</li> </ul>	<p>対象講座の受講修了後に、受講経費の一部を支給します。</p> <p>【対象講座】雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座</p> <p>【支給額】講座受講経費の60%（支給額の上限及び下限があります。）雇用保険法による教育訓練給付金を受けられる場合はその差額。</p>	<p>こども家庭課 こども手当係 934-4827</p>

### □ 高等職業訓練促進給付金★

対象者（以下のすべてを満たす方）	内容	問合せ
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母または父子家庭の父</li> <li>児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある</li> <li>養成機関で1年（※6月）以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ※令和3年度特例</li> </ul>	<p>修業期間の生活の負担を軽減するため給付金を支給します。</p> <p>【対象資格】1年（※6月）以上の修業を要する資格等（例：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、調理師、※LPI認定資格等）</p> <p>【支給額】市町村民税非課税世帯：月100,000円 市町村民税課税世帯：月70,500円</p>	<p>こども家庭課 こども手当係 934-4827</p>

### □ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

対象者（以下のすべてを満たす方）	内容	問合せ
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記★の受給者</li> <li>沼津市内に住民登録をしている方であって、修了後1年以内に資格を活かして就職し、かつ5年間継続して就業する意思のある方</li> </ul>	<p>★の給付金受給者に対し、次の資金を貸し付けます。</p> <p>○入学準備金：上限50万円 ○就職準備金：上限20万円</p> <p>【返還免除規定】養成機関終了後1年以内に資格を活かして就職し、かつ5年間継続して就業した場合は貸付金の返還債務が免除されます。併用できない制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>静岡県社会福祉協議会 054-254-5244</p>

### □ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

対象者（以下のすべてを満たす方）	内容	問合せ
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の親またはひとり親家庭の児童</li> <li>児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある</li> <li>認定試験に合格することが就業のために必要であると認められる者</li> <li>既に大学入学資格を取得していない</li> </ul>	<p>対象講座の受講終了後及び試験合格後に、その受講経費の一部を支給します。</p> <p>○受講修了時給付金（対象講座の受講を修了した場合に支給） ：講座受講経費の40%（ただし4千円から10万円まで）</p> <p>○合格時給付金（上記給付金の支給を受け、2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給） ：講座受講経費の20%（ただし、受講修了時給付金との合計支給額の上限は15万円）</p>	<p>こども家庭課 こども手当係 934-4827</p>

### その他

#### 沼津市ひとり親会

対象者	内容	問合せ
沼津市内に住むひとり親家庭のお父さん・お母さん	会員同士が交流を深め生活の向上を図る会です。定期的に親睦を深める行事を行っています。	こども家庭課 こども手当係 934-4827

#### 子どもの居場所

対象者	内容	問合せ
0～18歳（場所により異なります）	地域住民の方が運営する子供が地域で見守られながら過ごすことができる「子どもの居場所」を紹介します。	子どもの居場所相談窓口 090-6809-0058 （平日9時～16時）